

## 総務環境委員会 行政視察報告書



**視察期間** 令和7年11月4日(火)10時30分～12時

**視察先** 静岡県浜松市

**視察項目** 森林由来のカーボンクレジット制度について

**視察目的**

- ・総務環境委員会では令和7年度の重点調査項目として、行政運営における新たな財源開発の可能性としてカーボンクレジットの調査を行っている。

- ・静岡県浜松市は高山市に次ぎ全国で二番目の市域面積を持ち、平成22年からFSC森林認証(※)の取得に取り組むなど先進的な森林整備事業を多く実施している。

- ・本視察では令和4年に取り組みが開始されたJ-クレジット、令和6年に全国の自治体で初めてとなるカーボンクレジットの国際規格(VCS)導入の取り組みについて学び、新たな財源となり得るカーボンクレジットの可能性について検討する。

※FSC認証は環境、社会、経済の便益に適い、きちんと管理された森林から生産された林産物を使用した製品を、目に見える形で消費者に届ける仕組み。

## 視察内容

### 1. 浜松市の概要

浜松市は静岡県西部に位置する人口約80万人の政令指定都市である。産業面では、自動車・オートバイ産業、楽器産業、光・電子関連産業など多様なものづくり企業が立地しているほか、浜名湖うなぎや浜松餃子、三ヶ日みかん等の特産品にも富んでいる。

市域は非常に広く、道路延長は約8,500kmと全国最大級であること、また市域の相当部分が中山間地域で構成されている。

#### (1) 浜松市の森林について

市域のおおむね7割弱、約10万ヘクタールが森林であり、そのうち「私有林が8割弱、国有林が2割程度」。

森林の構成は人工林が約8割、天然林が約2割であり、他地域と比べても私有林と人工林の割合が高い。

#### (2) FSC 森林認証の取り組み

浜松市は平成22年からFSC森林認証の取得に取り組んでおり、市・県・国有林・6つの森林組合などが連携する「天竜林材業振興協議会」の枠組みのもとで、共同で認証取得を進めてきた。市町村別のFSC認証取得面積では、浜松市が全国第1位であり、こうした取り組みがカーボンクレジットの取組へと繋がっている。

### 2. カーボンクレジットの導入経緯について

#### (1) J-クレジット

令和2年に国が「2050年カーボンニュートラル」を表明したことを受け、国内でもCO2排出削減や吸収量を「クレジット」として取引する動きが広がったことを背景に、浜松市もこの制度を活用した森林由来クレジット創出に取り組んでいる。

令和4年度から本格的にJ-クレジットに関する調査・準備を開始。対象となる森林は、FSC森林認証を取得している市内の森林であり、天竜・春野・津山の3森林組合がそれぞれプロジェクトの実施者として市と連携しながら事業を進めている。

#### (2) VCS(国際規格)

J-クレジットと並行して、浜松市は民間主導のボランタリークレジット(※)市場のうち、世界的に取引量が最も多いとされる「VCS(Verified Carbon Standard)」についても令和4年度から調査・事業化検討を開始した。

検討開始にあたっては、国際規格であるFSC森林認証を既に取得していることから、「同じく国際規格であるVCSにもチャレンジすることで、FSCとの相乗効果を図れるのではないか」との考えがあった。

一方で、調査の結果、日本国内においてVCSによる森林クレジットの創出事例はまだ存在せず、制度要件も厳格で、導入の難易度が高いことが判明した。このため、浜松市では、まずはJ-クレジットによる取組を進めつつ、VCSについては一つの林分を対象とした「実証実験的なプロジェクト」として位置づけ、両輪で進めていく方針となり、VCSの実証がうまくいった場合には、市有林など他の森林への展開も視野に入れている。

※民間企業やNGOなどが自主的に発行するカーボンクレジット

### 3. カーボンクレジット制度詳細

浜松市が取り組む森林由来のJ-クレジットプロジェクトは、天竜・春野・津山の3森林組合を実施者とし、対象面積の合計は約304ヘクタール、8年間で1万4,000トン(t-CO<sub>2</sub>)のクレジット発行を見込んでいる。令和7年度中(説明時点)に検証審査を受け、翌年3月の認証委員会でクレジット発行を目指しているとのスケジュールが示された。

プロジェクトの対象森林はいずれもFSC認証林であり、森林の管理者である森林組合がプロジェクトの実施者となり、クレジットの所有者となる。天竜林材業振興協議会は共同実施者として位置づけられ、市が事務局機能や技術面の支援、マーケット調査を担っている。

#### (1)各組織の役割分担

事業の役割分担については、森林組合が「経営計画・実施地の選定」「施業履歴の整理」「森林所有者への制度説明と承諾書取得」「現地写真等による実施状況の記録」といった現場に近い業務を主に担う。

一方、市役所は「三次元点群データの解析」「申請書類の作成・提出」「市内事業者を中心とした市場調査」等を担当していることが示された。

#### (2)関係者間の収益配分

販売収益の使途については、クレジットの売上をまず森林所有者に4割、森林組合に6割の割合で分配する設計とされている。森林組合に配分された収益は、さらなる施業の促進や、高性能林業機械の導入など効率化投資に充てるよう市からは依頼がなされている。

#### (3)クレジット創出・販売の狙い

カーボンクレジットの創出そのものに加え、クレジットをきっかけに民間事業者とつながりをつくり、天竜材を実際の建築等に使ってもらうことも大きな目的とされている。また、継続的にクレジットを創出・販売できる体制を構築するため、森林組合が将来的に自走できるよう、マニュアル整備や勉強会の実施等も進められている。

## 4. カーボンクレジット制度導入にあたって課題

### (1) 森林所有者の理解・長期間にわたる安定的な体制の構築

J-クレジットの森林プロジェクトでは、森林経営計画の継続や、土地転用が生じた場合のクレジット補填、台風・火災等で森林が消失した場合の速やかな報告義務など、長期にわたる義務が課される。そのため、対象地の選定にあたっては、制度内容を十分理解してもらえる森林所有者であること、経営計画を継続できる体制があることが重要であると説明された。

面積が小さく所有者が分散している地域では、合意形成や経営計画の継続がより難しい可能性が示唆されており、モデルとなる大規模所有者での取組をまず進め、その実績をもとに波及を図っていく考えが述べられた。

### (2) 境界明確化・地籍調査の課題

浜松市に限らず全国的に共通する課題として、森林境界の完全な明確化には時間と費用がかかること、小規模な所有区分が多い地域では特に負担が大きいことがあげられた。

### (3) 審査コスト・事務負担

J-クレジットの登録・検証審査には1件あたり相応の費用がかかり、国の補助で一部が賄われるものの、プロジェクト数が増えると事務負担や審査コストが大きくなる。また、8年間のクレジット創出期間の中で「いつ」「どの頻度で」審査を受けるかによって、創出量と費用のバランスが変わるために、その設計が難しい。

### (4) VCS の難易度と国内事例の欠如

国内での森林由来クレジットの創出事例がまだないこと、要件が厳しく、時間もかかると見込まれることから、「実証実験的な位置づけ」で一つの林分を対象に取り組んでいる段階であり、今後の展開は、この実証の成果を踏まえて判断していく必要があるとの認識が示された。

## 5. 質疑応答

### (1) J-クレジット認証委員会の構成

質問: J-クレジットの認証委員会(第三者委員会)はどのようなメンバーで構成されているのか。

回答: 制度全体の運営・事務局は「みずほリサーチ＆テクノロジーズ」が中心となって担っている。

### (2) J-クレジットとVCSにおける対象森林の棲み分け

質問: J-クレジットとVCSでは、販売対象となる森林の条件や位置づけをどのように棲み分けているのか。

回答: 比較的大きな面積の森林を所有し、森林組合との関係も深い所有者の森林を対象にしている。一方、VCSについては、あくまで実証実験的な取組と位置

づけ、一つの林分を対象にしている。実証が成功すれば、市内の他の森林(市有林等)への展開も検討していきたいとの考えが示された。

### (3) 森林組合と市役所の役割分担

質問: 森林組合と市役所の役割分担はどのようにになっているのか。

回答: 森林組合は、経営計画・対象地の選定、施業履歴の整理、所有者への説明と承諾書取得、現地写真の撮影などを担う。

行政は、三次元点群データの解析、申請書類の作成と提出、クレジット購入を想定する市内事業者への市場調査などを担当する。

事務負担を分けつつ、スケールメリットを活かしたクレジットの創出・販売を目指している。

### (4) 地籍調査・森林境界の明確化とデジタル技術の活用

質問: 地籍調査や森林境界の明確化の進捗状況、また森林資源の固定にあたってのデジタル技術の活用状況はどうか。

回答: 浜松市では「森林モニタリング推進対策事業」を活用し、専門事業者を現場に派遣して、GPS 機器やドローンを用いた測量・撮影を行っている。これにより、森林面積や伐採状況等を正確かつ効率的に把握している。

また、土木部が保有する「土木管理情報システム」に森林情報を載せ、道路情報等とあわせて更新・共有することで、行政内部での情報連携と業務効率化を図っている。

人工林の伐採後の再造林を必須とするなど、森林整備計画の中で再造林の仕組みも位置づけているがあわせて報告された。

### (5) FSC 認証とクレジット販売時の付加価値

質問: FSC 認証を取得していることは、クレジットの価格や企業から見た評価にどのような影響があるのか。

回答: J-クレジットの審査自体は FSC 認証とは別ルールで行われるため、審査プロセスに直接の関連はない。一方で、クレジットや木材を販売する際には、企業側が「ストーリー性」「環境配慮の分かりやすさ」を重視する傾向があり、FSC 認証は国際的に知られた環境配慮の証として、付加価値を高める要素になり得る。

### (6) 審査費用と採算性に関する考え方

質問: 登録審査・検証審査などにかかる費用と、クレジット販売収入とのバランス、採算性についてどう考えているか。

回答: 浜松市が関与する3つの J-クレジットプロジェクトでは、それぞれ登録に平均約100万円、検証審査にも1件あたり約100万円の費用が見込まれている。国の補助により費用の一部は賄われるものの、審査の頻度を増やすほど費用がかさむため、8年間の期間の中で「どのタイミングで」「何回審査を受けるか」

の設計が重要となる。まずはモデル事業としてクレジット創出と販売を実現し、その実績を踏まえて採算性や今後の展開を検証していく考えが示された。

#### (7)再造林の仕組みと持続可能な森林経営

質問:伐採後の再造林や持続可能な森林経営の仕組みはどのようにになっているか。

回答:浜松市の森林整備計画では、人工林の伐採後には再造林を必須としており、対象となる樹種や標準的な植栽本数、植栽方法等も定めているとの説明があった。こうした枠組みのもとで、カーボンクレジットの取組も「単発のビジネス」ではなく、持続的な森林経営と一体で進めていくことが重要であるとの認識が示されている。

#### 考察1

- ・浜松市のJ一クレジット成功には、長年維持されたFSC認証林やレベルの高い森林管理が大きく寄与しており、これらは高山市が直面する森林境界未確定・管理体制の課題とは状況が異なる。
- ・高山市はまずG一クレジットで認証面積を拡大し、次にJ一クレジットを段階的に目指す現実的アプローチが必要で、VCSはその先の選択肢と位置づけるのが妥当である。
- ・森林由来だけでなく、再エネ・バイオコークス・木製品の炭素固定など複合的な脱炭素資源を活かせる点は高山市の強みであり、独自のクレジットモデル構築の可能性がある。
- ・カーボンクレジットを新たな財源として導入するには、他自治体のモデルをそのまま移植するのではなく、高山市の資源・課題・制度環境に応じた独自のロードマップ策定が必要と考える。

#### 考察2

浜松市は、高山市に次ぐ全国第2位(1,558.11km<sup>2</sup>)の面積を有し、その市域面積の66%にあたる1,030km<sup>2</sup>の森林を持つ、森林が豊富な地域である。森林の特徴では、私有林が(76%)と多く、そのなかでも人工林が多くを占めている。人工林では、スギ、(62.5%)ヒノキ(34.9%)の面積が大部分を占めている。高山市と比べると、高山市は、民有林面積のうち、スギ、ヒノキなどの人工林が45.383ha、コナラ・ミズナラ・ブナなど天然林が68.581haと人工林38.0%、天然林57.3%と他地域に比べ人工林の割合が低く、天然林の割合が高い地域である。森林が豊富な浜松市において、なんといっても、2022年から、天竜林材業振興協議会(市、国、県、市内の6森林組合からなる団体)がFSC(FM)グループ認証を取得したことである。このFSC森林認証は、持続可能な森林活用・保全を目的として、[適切な森林管理]を認証する国際的な制度で、認証を受けた森林からの生産品による製品にはFSCロゴマー

クがつけられ、SDGs の理念にも通ずる取り組みである。

さらに、FSC認証を受けた木材などから作られる製品を、FSC認証製品として、消費者に届けるためには、生産・加工・流通といったサプライチェーン上にある全ての事業者・組織がCOC(Chain of Custody)の認証を取得することで適切に行われていることに対し付与される。浜松市は、このFSC認証の市町村別認証取得面積は、山梨県に次ぐ全国第2位の取得面積と、COC認証取得者は70事業体で、全国でも最もFSCのサプライチェーンが繋がっている地域である。こうした森林を適正に管理し、そこから搬出された木材を適切に管理し流通させることに付加価値を付け、森林の持続可能な産業としての価値を生み出している取組に、本市との圧倒的な差を感じた。

そうした背景があるなかで、森林の適正な管理と活用が基礎となり、国においても、温室効果ガス排出量ゼロを掲げ、CO<sub>2</sub>排出量削減や吸収量をクレジット化する取り組みが拡大することになり、天竜美林カーボンクレジット創出事業(Jークレジット)の取組が進められた。浜松市の天竜美林カーボンクレジット(Jークレジット)は、市内の民有林(私有林)を対象とし、3森林組合がプロジェクト実施者として組織する、天竜林材業振興協議会が創出・販売し、クレジットの売上金の一部を活用し、更なる森林整備を促進することを目的としている。天竜美林カーボンクレジット創出モデル事業では、対象面積合計304.12haを8年間で、クレジット発行予定量14,076(t-CO<sub>2</sub>)を見込み、今年度においては11月に認証、3月に8分の1を発行予定であるという。Jークレジットを販売した売上は、森林整備の費用として、森林組合が6割、森林所有者に4割配分されるシステムとなる。このクレジット創出の体制は、天竜林材業振興協議会と3森林組合が共同し、協議会は、浜松市が事務局となり、森林の三次元点群データの解析、プロジェクト全体の管理、申請書作成・手続き・クレジットのセールスなど、役割分担が明確にされることにより、Jークレジット創出を効果的に行うことができるという取組である。

また、Jークレジットを創出するには、プロジェクトの登録から認証まで審査を受けなければならぬが、プロジェクト登録では、妥当性確認審査費用が平均値で114万円必要で、認証の審査(検証)を受けるのに平均値100万円が必要となる。

また、国際基準に準拠したVCS(ボランタリークレジット)創出は、浜松市が民間事業者8社と連携協定を締結し、企業による自主的な活用を進めている。

今回、浜松市のJークレジットの取組を視察し、感じた事は、浜松市の重要な民有林資源である森林を有効に管理・活用するため、永年にわたり森林組合が森林を適正に管理し、浜松市と共に持続可能な森林整備を進めることやカーボンオフセットのクレジット創出事業を学習し、とても素晴らしい取組であると感じた。

高山市は、Jークレジット制度を飛騨高山森林組合が令和8年度以降の登録に向けて協議・検討を進めるとされている。ここで、大事なことは、森林管理計画を作る上で、地籍調査が17%しか進んでいないことも課題である。三次元点群データの解析やG

PSやドローンを活用することで、森林地籍調査などの業務効率化が可能ではないかと考える。また、高山市と飛騨高山森林組合において協議会を作った場合、市が浜松市のような協議会事務局の役割を担えるのか、という点も考慮しなければならない。また、J一クレジット創出に係る収益が諸々の費用によって、相殺され、しっかりと利益が出るのかが課題ではないかと考える。今後、高山市はG一クレジットを進める中ににおいて、J一クレジットの検討もされるが、J一クレジット創出はかなりハードルが高いと感じている。高山市も本気になって取り組んでいかなければ、容易ではないと考える。

### 考察3

浜松市ではFSC(国内)の認証を天竜林材業振興協議会が2010年に取得され、また、木材関係の連携となるCOC取得も約70事業体がされており、森林事業の展望を視野に進められている。政府が2050年までに温室効果ガス排出量ゼロを表明したことから、カーボンクレジット(CO<sub>2</sub>削減・吸収量)を一定のルールに基づき定量的に価値を設定し、取引可能になりJ一クレジットの申請が進められている。

高山市においては、G一クレジット(岐阜県)の取組が進められているが、92%の森林面積を有しており、貴重な資源と考える。森林環境譲与税を利用し、森林組合など木材関係者と更なる連携を図りながら、認証取得や木材販売・利用等を進めて、製材・林業事業者の増加にも期待したい。

## 総務環境委員会行政視察報告書



視察日 令和7年11月4日(火)

視察先 浜松市防災学習センター(通称:はま防～家)

参加者 西本 泰輝、中村 匠郎、水野 千恵子、榎 隆司  
山腰 恵一、渡辺 甚一、倉田 博之、車戸 明良

視察項目 防災対策

視察の目的 浜松市の防災対策と防災学習センターの役割と施設内容

### 1 浜松市防災学習センターの概要

#### (1)沿革

- 2017年3月に廃校となった小学校舎を改修し、2018年12月に防災学習センター(愛称:はま防～家)として開館した。
- 浜松市の指定管理者制度により、地域の企業が施設の管理運営を担っている。

#### (2)対象者と目的

- 主に小中学生を対象とした防災教育の内容を説明するもので、将来の防災の担い手を育てることをコンセプトとしている。
- 浜松市の地理的特徴や災害リスクについて解説し、特に南海トラフ巨大地震の被害想定や、自分の命は自分で守る「自助」の意識向上を図っている。また、家庭で実践すべき具体的な備えとして、家具の固定、1週間分の備蓄、非常用持ち出し袋の準備などの重要性を強調している。

- ・スタッフによる施設案内が行われており、避難所での生活がいかに狭いスペースであるかや物資不足も重なることで、過酷な環境となる実態が示され、災害時に冷静な判断を下すことの難しさ、事前の避難訓練や家族との連絡方法の確立がいかに重要であるかなどについて説明している。
- ・昨年度の来館者数は約14,000人で、その多くが学校の校外学習(特に小学4・5年生)での利用である。
- ・「避難所に行けば何とかなる」という安易な考えを改めさせ、自分の命は自分で守る「自助」の意識を高めることを目指している。

### (3) 施設の構成



- ・「知るゾーン」「見るゾーン」「つながるゾーン」というコンセプトに基づき、体系的に学べるようになっている。
- ・1階では、浜松市の災害リスクや事前の備えについて学び、2階では、地震発生後の避難所生活などを体験する構成となっている。

## 2 浜松市の災害リスクと対策

### (1) 地理的特徴と過去の災害

- ・東に天竜川、西に浜名湖、南に遠州灘、北に南アルプスと、海、川、山に囲まれた地形を持つ。
  - ・北部には中央構造線が通り土砂災害の危険性が高く、平野部では河川氾濫、沿岸部では高潮や津波など、多様な災害リスクを抱えている。
  - ・過去には、約500年前の明応地震(津波で浜名湖と海が繋がった)、1707年の宝永地震など、100～150年周期で大規模な地震が発生している。
- (例：明応地震、宝永地震、昭和東南海地震)

### (2) 南海トラフ巨大地震の被害想定

- ・市内の約6割で震度6強から7の激しい揺れが予測されている。
- ・地震発生後約20分で沿岸部に10m以上の津波が到達し、市街地(JR浜松駅から海まで4.1km)まで流れ込むと想定されている。津波による死者数は約1万6000人と予測されている(防潮堤建設前のデータ)。
- ・沿岸部や河川沿いでは液状化、山間部では崖崩れの被害も想定されている。

### (3) 浜松市の防潮堤

- ・津波対策として、5年前に防潮堤が完成。浜名湖から天竜川河口までの全長17.5kmにわたり、高さ13m～15mで建設された。
- ・事業費380億円のほとんどが寄付金で賄われた、全国的にも珍しい事例である。
- ・この防潮堤により、家屋流失の目安となる水深2mの浸水域が約93%削減できると試算されており、被害の大幅な軽減が期待されている。

### 3 家庭でできる具体的な防災対策

#### (1) 室内の安全対策(家具の固定)

- ・ 地震による死傷原因として、津波に次いで「家具などの転倒・落下による下敷き」が多いことが指摘されている。
- ・ 熊本地震の例を挙げ、特に夜間・就寝中の地震に備え、寝室の家具の配置や固定が極めて重要であると強調している。
- ・ 家具を固定した部屋とそうでない部屋の揺れを比較する実験映像(30秒間)を用いて、固定の有効性を視覚的に伝えている。

#### (2) 備蓄の重要性

- ・ 災害発生後、行政による公的支援(助け舟)が本格化するまでには1週間程度かかると想定し、最低でも1週間分の備蓄を推奨している。
- ・ 備蓄品は「食料品」と「日用品」に分けて考え、1日に必要な水の量は1人3リットルが目安とされている。(1週間で21リットル)

#### (3) 非常用持ち出し袋

- ・ 家族の人数分を用意することを推奨。
- ・ 浜松市では、避難時の移動(坂道など)を考慮し、現実的に持ち運べる重さとして5kgを推奨している。施設では10kgのリュックを持つ体験もできる。

#### (4) 学習用ARアプリ

- ・ 子どもたちが遊び感覚で学べるよう、タブレット端末を使ったAR(拡張現実)アプリが導入されている。
- ・ 家の中を模した空間で危険箇所を探すクイズや豆知識を通じて、室内の危険について学ぶことができる。このアプリは施設独自で開発されたものである。

### 4 災害発生時の行動と避難

#### (1) 地震発生直後の行動

- ・ 揺れている最中は、落下物から身を守るためカバンなどで頭を保護し、危険な場所(アーケードなど)から離れることが重要。

#### (2) 安全な避難経路の選択

- ・ 地震後は、液状化や火災が発生する可能性があるため、避難経路の選択が重要。
- ・ 液状化した道は歩きづらく、狭い路地は付近の家屋が倒壊する可能性があり危険。
- ・ たとえ遠回りになったとしても、広く大きな道を選んで避難することが安全である。

#### (3) 避難途中の危険性

- ・ 壊れた街の中を歩くことは、地震の揺れそのものに次いで2番目に危険な状況とされている。
- ・ 背の高い建物からはガラス片や看板などが落下してくる恐れがあるため、建物のそばを避け、遠回りをして目的地へ向かう必要がある。

#### (4) 災害時の連絡手段

- ・ 大規模災害時には、携帯電話や一般電話は回線が輻輳(ふくそう)し、繋がりにくくなる。
- ・ 比較的つながりやすいとされる公衆電話の利用が有効な手段の一つとして挙げられている。

## 5 避難所での生活

### (1) 生活スペースの現実

- ・ 地域の小学校や中学校が避難所になることが一般的だが、非常に多くの人が集まるため、一人当たりの生活スペースは極めて狭くなる。
- ・ 一人当たりに理想とされる最低限の広さのスペースに、現実には3人から4人が一緒に生活することになる。

### (2) 物資とインフラの状況

- ・ 毛布は各自で持参する必要があり、持っていない場合は床で寝ることになる。
- ・ 避難所には照明や冷暖房はなく、厳しい環境下での生活が始まる。

### (3) 設備の利用

- ・ ダンボールベッドは設置されるが、これは怪我人が優先して使用するものであり、すぐに利用できるわけではない。
- ・ ベッドが届くまでの間は、床で寝て過ごすことになる。

### (4) 衛生設備(トイレ)

- ・ トイレは水洗ではなく、非常用の仮設トイレを使用する。
- ・ これらにはダンボール製のものや、本物のトイレに近い座り心地のものなどがある。

## 6 災害への心構えと備え

### (1) 災害時の心理状態

- ・ 突然大きな地震に遭遇した場合、冷静な判断を下すことは非常に困難である。

### (2) 事前準備の重要性

- ・ いざという時に備え、普段から家族内で避難訓練を行ったり、緊急時の連絡方法を決めたりしておくことが極めて重要である。

## 7 全体での質疑内容

### (1) 避難所の暑さ対策と設備整備

- ・ 指定避難所は187カ所で、主に小中学校を活用。
- ・ 体育館の暑熱対策としてスポットクーラーを全館配備し、年度内に整備完了予定。非常用発電機も避難所で使えるよう手配。スポットクーラーは教育部門、発電機は防災部門で調達。
- ・ 補助金を活用して整備を進行。
- ・ スポットクーラーは平均2台設置。今夏も活躍したが、冷却範囲は限定的。
- ・ 一部施設を除き、恒常的なエアコンは未整備。平常利用との兼ね合いが課題。

### (2) 複合災害(洪水・土砂・高潮・津波)への周知と啓発

- ・ 毎年の猛暑・豪雨・床上/床下浸水への対策と啓発を並行して推進。
- ・ 地震被害想定は大きいが、河川氾濫等の認知・対策不足を課題視。
- ・ GIS上で5種類のハザードアイコンを用意し、自宅位置でリスクを直感的に確認可能。
- ・ 紙地図は最小限にし、見られない人にはチラシ等で案内。

### (3) 地域防災訓練の体制と支援

- ・ 自主防災隊を中心に行行政センター職員が支援。人的リソースは不足。
- ・ 昨年度「浜松市防災士会(ボランティア)」が発足し、各7区に担当を配置。訓練の提案や当日支援を実施。
- ・ 行政以外とのパイプ構築により、災害時の横展開・支援策強化を狙う。
- ・ 指揮系統は危機管理部門が中心と示唆されるが、詳細な仕組みの説明は未了。

### (4) 実地支援からの知見反映と計画更新

- ・ 能登半島地震への中長期支援を継続中。牧之原市の竜巻、東京都八丈町への支援も実施。職員の現地経験を計画に反映し、支援の在り方を見直し。
- ・ 避難所運営訓練の初動体制強化を政策的に推進中。

## 8 考察

浜松市は東に天竜川、西に浜名湖、南に遠州灘、北に南アルプスと豊かな自然環境は長い歴史の中で大きな災害と隣合わせで常に脅威にさらされてきた。特に南海トラフ巨大地震が起こった場合の被害が甚大と想定される中で子どもから大人まで、一人一人が災害について知り、防災を学び、意識を持って行動するのは必然的でもあるといえる。特に小中学生に次世代の担い手となつてもらうための防災学習センターの役割は大きい。このセンターが開業した7年ほど前は見学者も「有事の時は避難所に行けば何とかなるだろう」というようなことを言っていたとの認識だったが、繰り返し具体的な自主防災のあり方を啓発した結果、市民の自覚も変化しているとのことだった。

当センター入口にある「デジタルはまマップ」で浜松市の地形を見ながら5年前に完成した津波対策の高さ13m～15m、全長17.5kmにも及ぶ防波堤の建設に、海に面していない場所に住む私たちには知るすべもない災害リスクも対策を施していることにただ感心するばかりである。

高山市における防災教育は、まちづくり協議会中心で個別に行っている場合が多い。常に学ぶことのできる当センターのような拠点があつてもいいのではないか。一考の余地があると考える。

## 高山市議会総務環境委員会行政視察

### —公契約について—



神奈川県川崎市

令和7年1月5日（木）

川崎市役所本庁舎24階 議会応接室1

1. 観察期日 令和7年11月5日（木）

2. 観察自治体 神奈川県川崎市

3. 観察テーマ 公契約について  
①入札契約制度の見直しについて  
②主観評価項目制度の実施について  
③入札監視委員会について

#### 4. 調査の背景と目的

高山市議会では、公契約制度について過去に委員会調査を重ね、本市における「高山市公契約条例」の策定などさまざま改革につなげてきた。

そのなかでも経年の調査研究において、公契約は条例の制定で満足すべきものではなく、時代に合わせ常に見直し改善をしていくべきものである。

昨今、地方公共団体の事業に対し国は新たな官民連携の事業方式における補助率アップの方向性を示すなど、公契約の在り方はますます複雑で高規格なものとなっており、当市においても、これまでよりさらに高い品質の公契約環境の在り方が求められている。

川崎市は、第三者の目線を重視するなかでその監視機能や意見聴取をもって公契約の品質向上を目指しており、それに資する行為を密室で行わない制度を備えていることから、その公契約環境を研修し、今後の高山市の更なる公契約品質の向上の可能性などについて検討する。

#### 5. 説明概要

##### ①入札契約制度の見直しについて

○契約の基本方針：川崎市契約条例

第4条（4）予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図る

○これまでの取組

①市内中小企業の受注機会の増大

・原則、市内本社が入札参加条件

②透明性の確保・公正な競争の推進

・一般競争入札の実施拡大

・電子入札の導入

・入札監視委員会の設置

③価格及び品質が総合的に優れた契約の推進



- ・総合評価落札方式
- ・最低制限価格等の引き上げ

**④契約による重要施策の推進**

- ・主観評価項目制度の導入
- ・障がい者施設等からの調達の推進

**⑤労働環境の整備**

- ・公契約制度に作業報酬下限額を明記

○中小企業活性化のための成長戦略に関する条例の制定

第19条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者（市内に主たる事務所又は事業所を有するもの）の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

第19条第2項 市は、工事の発注等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。

○入札契約制度・発注等検討委員会の設置

〈質疑〉

- Q. 地元優先発注において、地元事業者に落としてほしい気持ちはやまやまだが、都市部の大きな企業との価格差が顕著であると、入札制度の本旨からそれでいいのかという疑問もある。
- A. 全国的な問題。物価や労務費の高騰により、市側の技術職員積算の時間とのタイムラグで、事業者の応札との開きが顕著に出ており。契約後に、その時点ごとに単価の見直しなどの契約変更で対応。インフレスライドや複数年契約も。
- Q. 高山市の工事設計や予定入札価格決定の精度等が一般の感覚から離れてきている気がする。
- A. 技術職員の採用減や転職など川崎市でも専門性ある職員が減少。土木工事は比較的積算基準がはっきりしているので市職員が積算。建築工事は案件ごとに中身が違い難しい。建築職の技術職員もいるが設計業者に依頼する場合が多い。そういう課題を検討委員会の下部組織の設計部会で市役所58部局共有しながら改善していく。
- Q. 公共工事の発注において、同一事業者の受注件数の制限などはあるか。
- A. 受注機会の制限につながる恐れがあり、それはない。
- Q. 一般競争入札中心だと市内中小事業者が参入しにくいのではないか。

- A. 一般競争入札でも市内本社の参加条件がある。発注前に、ある程度市内事業者が参加できるか調査する。大手ゼネコンが落札するような案件は、市内事業者はなかなかできないものになる。市内事業者でできるかどうかを精査する。
- Q. 高山市では、非常に大掛かりな補正が頻発しているが、川崎市の予定価格積算制度は高いのではないか。
- A. そもそも落札率が平均 92~93%なので、価格高騰の影響があっても予算との開きは少なく補正はあまりないが、著大事業だと影響も大きく金額の絶対値も大きくなるので当初予算で収まらないケースもある。
- Q. 契約変更、工期変更に関するルールはあるか。特に工期の変更の場合、変更申し出の事由の正当性をチェックするシステムはどうか。証拠書類の提出など。
- A. 契約変更は設計書の変更を伴うなかで、工期変更が出るのが前提。契約管理部門で持っている契約変更ガイドラインに基づいて実務を行っている。市の監督員と工事の責任者が必ず協議をして、必要が認められる場合にのみ工期変更する。様式は認識していないが、何らかの確認義務は発生すると考える。
- Q. 特定の事業者に対し、公示前に接触をして応札の打診などを行う行為は、一般論においてどう考えられるか。
- A. 特定の事業者や相手方となるとそこだけ有利になる可能性があるので、入札契約部門の考えとしては公正性から言って好ましくはないと考える。ただ工事の場合は、事業者が受注するための機材や人員配置の準備などあることから、四半期ごとの目安で発注予定についてホームページで知らせている。

## ②主観評価項目制度について

○事業者の社会貢献などを点数化し、入札参加条件に加える制度

- ・目的：事業者の社会貢献への意欲を高めていただく
- ・対象：市内に本社または営業所を持つ事業者（市内事業者・準市内事業者）
- ・内容：全 12 項目につき、事業者が競争入札参加申請時に自己申告 1 項目 10 点として点数化
- ・活用：一部の工事・委託入札において、点数を「入札参加条件」とする工事のランクや概要により、条件点数は変動
- ・留意点：条件点数を高い設定にすると競争性が失われるため、バランスに留意

### 〈質疑〉

- Q. 障がい者雇用率2.5%の取り扱いは。
- A. 主観評価項目1において、法定雇用率を達成していない事業者の申請を制限している。
- Q. 災害協定のポイントは。
- A. 災害時における協力体制の締結はもちろん発災時の食料などの提供協定や、市の認証制度であるので、地元の防災訓練への参加などもクリアの要素にしている。
- Q. 契約ごとの項目の取扱はどうやって行っているのか。
- A. 案件ごとの登録事業者数から、適正な入札参加数となるように調整する。
- Q. 検討委員会の評価の妥当性の担保は。
- A. 業者へのアンケートや業界との意見交換のなかでの意見などを参考にして、検討委員会にフィードバックしている。
- Q. 指定管理受託者は、特定の施設管理だけを行うものの他、全体としての事業のなかの一部が指定管理部門であったりする場合もある。後者の場合は、指定管理以外も含めた業務においての労務環境や雇用者待遇などについて、評価のシステムはあるのか。
- A. 主観評価項目制度は主に建築工事案件を対象としたもので、指定管理などはそれぞれの契約・協定のなかで必要に応じ見ていく。
- Q. 当制度は技術力の向上も目的にあると思うが、どの項目がそれに資する効果を上げているか。
- A. 社会貢献の評価が主体で、この制度の中では技術力の向上は判断できない。技術力というよりは、工事品質の向上には役立っているものと考える。

### ③入札監視委員会について

#### ○入札・契約の透明性・公正性を担保する第三者機関

- ・目的：国の入札契約適正化法に基づき、第三者の立場をもって入札・契約を監視し、その透明性・公正性を担保するために設置
- ・構成：学識経験者3名（弁護士1名、建築・土木の専門性を持つ大学教授2名）
- ・活動：年2回開催。委員会が抽出した案件について、すでに行われた入札・契約の執行状況（参加条件、応札状況など）が適正であったかを事後審議

### 〈質疑〉

- Q. 入札公示から工事の完了・引き渡しまで、本当に適切なものであったのかと

いう民間の疑問や情報が当該委員会に届く仕組みなどはあるか。

- A. 委員会が個別の工事案件を抽出して適正性を調査する形式であり、そういう仕組みはない。
- Q. 意見の具申や勧告の状況は。
- A. 委員会の設置要綱にはあるが、実例はこれまでない。仮にあった場合は、制度を活用しながら委員からのご意見を踏まえ、検討委員会で検討し、その検討結果を監視委員会に報告する流れとなる。
- Q. 工事金額など民間情報での不満・不信が出る場合がある。監視委員会が受け止めるシステムはないなかで行政側の説明のみでチェックして、例え意見を述べたとしてもすでに工事は終わっているなかで、どれほど意見が反映されるのかという疑問がある。
- A. 最終的には適正の評価をいただいているが、個別の質疑の中では意見をいたたく機会もある。監視委員会には契約部門だけでなく工事発注部署も同席し説明対応するなかで、第三者の意見等については契約部門・発注部署ともに受け止める。民間情報については業界団体との意見交換、契約部門のほか設計・積算・発注部署との意見交換の場所も設けている。
- Q. 工事金額を低く抑えたい市側の意向を工事責任者が強く表した工事が著大事業で行われる傾向にあり、高山市では不調、不落も散見する。不調は再発注するにあたり工期が遅れるなど市民への影響も大きく、避けるべきこと。
- A. 近年物価高騰もあり、積算基準の反映においてタイムラグなど最小限とするために業界団体からの実勢状況の聞き取りなどは重要だと考える。
- Q. 監視委員会への情報提供については事務局である市側の抽出が肝であり、談合情報では市長に届く市民の声を取り扱うと捉えたがどうか。
- A. 手紙などで談合情報の提供などないわけではない。談合情報については別の委員会を設けており、その中で判断され、その調査結果については公正取引委員会に書面で報告することとなる。
- Q. 契約監視委員会があること自体が、公正公平な公契約に対しての官民両者にとって良い意味でのプレッシャーになっていると考えるがどうか。
- A. 外部の第三者にチェックしていただくことで、役所の都合だけではない対外的な目線で適正な執行を見ていただいていると捉えている。
- Q. 学識経験者は高いレベルを求められるが、どういったエリアの方が就いておられるか。
- A. 各種法令に照らす専門家として弁護士1名、専門性において専攻の違う大学教授2名。

## 6. 考察、感想

### 考察1

業界や入札監視委員会の意見を聴取し、毎年のように入札契約制度を更新していく姿勢に感銘を受けた。そういう情報の入手や取扱いについて、基本的に密室で行わない制度を整えているところも評価できる。公契約の品質向上において大変有効であり、高山市としても参考になるのではと考える。なお、最終的な判断を行う入札契約制度・発注等検討委員会については、市役所内の構成員のみで行われる仕組みは改善の余地があるのではないかと感じた。高山市で取り入れる場合は、その点にも留意が必要と考える。

主観評価項目の採用は、社会貢献につながると同時に事業者自身のグレードアップにもつながることであり、とても良い取り組みだと感じた。高山市でも同様の観点はあるが、しっかり制度として確立することが大切だし、点数という客観的な評価基準の設定が重要なのだと捉えた。ただし、それぞれ条件の違う対象案件のなかで、どういった項目を採用し、どういった足切りラインを設定するかについては、相當に高い市側の知見と見識が求められるものとも考える。

入札監視委員会については国が求めている制度もあり、高山市も設置すべき制度と考える。その際の委員選定にあたっては、高い専門性が求められることや、より公正性や透明性を担保するために、域外都市部の委員とするなども検討すべきでないかと考える。また、市役所内の事務局が抽出して提示する議題のみを扱うのではなく、民間の様々な情報や疑問がより届きやすい仕組みや、もう少し個別案件にタイムリーに対応できる体制を整えることで、公契約の公明・公正・透明性の担保は格段に向上できるとも考える。

### 考察2

川崎市では、公契約の基本方針に「市内中小企業の受注機会の拡大」を明確に位置付け、毎年度の制度見直しを行うことで、公平性・公正性・透明性の高い入札契約制度を維持されている点が参考になった。

特に、川崎市が設けている「主観評価項目」は、地域内事業者の技術力向上や社会的貢献の促進に寄与するとともに、市としての地域づくりの方向性を示す政策手段として有効であると感じた。例えば、岐阜県でも導入されているG-クレジット購入事業者への公共工事加点制度のように、政策目的と入札制度を連動させる仕組みは、本市においても参考となる可能性がある。

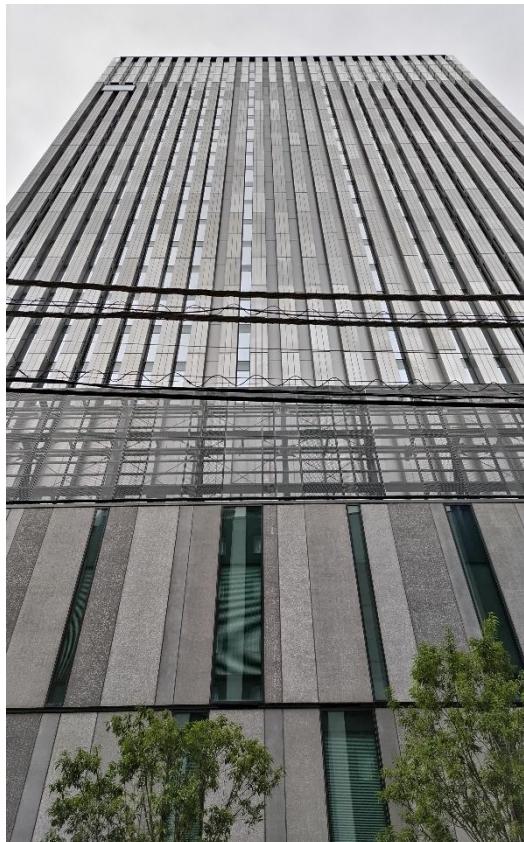
一方、当市は施工能力や人材の供給制約が大きいことから、市内事業者の受注機会拡大を図るために、業務ごとの属性を踏まえたよりきめ細やかな制度設計が求められる。具体的には、「地域事業者が担える範囲」と「専門性から

域外事業者に委ねるべき範囲」を明確化するなど、建設工事に限らず広範な分野での設計見直しが必要ではないかと考える。

### 考察3

川崎市では、入札監視委員会を設置しており、発注した工事に関し、入札・契約手続きの運用状況の報告や、一般競争入札及び指名競争入札等の経緯・審査・談合情報等の審査などが行われている。また、平成28年には、入札制度・発注等検討委員会が設置され、適正な入札契約事務の執行及び市内中小企業の育成、入札契約制度の改善・適切な分離発注等の推進・設計積算の適性を図ることとしている。副市長を座長に各局長・区長で構成されており、下部組織として、入札・発注・設計部会が設置されている。

高山市においては、入札監視委員会や発注検討委員会は組織していないが、事業内容により地元企業を含むJV事業体や分離発注などがある。しかし、入札監視委員会などによる入札等の審査も必要なのではと考える。



## 総務環境委員会行政視察報告書



視察日	令和7年11月6日(木)
視察先	熱海市役所危機管理課
参加者	西本 泰輝、中村 匠郎、水野 千恵子、榎 隆司 山腰 恵一、渡辺 甚一、倉田 博之、車戸 明良
視察項目	地域防災計画と自主防災組織の活動について
視察の目的	熱海市が展開する防災関連の取組は、「地域防災計画」を基盤として、地震・津波・風水害・火山・大規模火災など、多様なハザードを想定した多角的なアプローチが特徴となっている。また、被災後の対応への備えとして、国や県と緊密な連携のもと、砂防堰堤の建設や河川改修等の「ハード面」の対策が迅速に推進できる体制を構築しているなど、危機管理対応能力を高めている。またこれまでの被災による教訓などを踏まえ、大雨による避難指示の発令においては、リアルタイムの危険度分布データを活用した運用を実施している。更に、自治会との連携やホテルを避難所として活用する先進的な取組がある。 高山市も観光都市として、真のレジリエントな都市(自然災害・感染症・経済危機・気候変動等に対してしなやかに対応し被害を最小限に抑え素早く回復できる都市)を構築するために、ハード対策の強化と並行して、コミュニティの末端、「ソフト面」の施策として個人避難計画の策定等に取り組む必要がある。

## 1 熱海市の概況と観光動向

### (1) 観光の歴史と現状:

- ・古来より温泉で発展し、新幹線で東京から約45分というアクセスの良さから「東京の奥座敷」として栄えた。
- ・ピーク時(昭和30~40年代)の年間宿泊客数は約500万人台に達した。
- ・平成に入り、バブル崩壊や団体旅行から個人旅行への変化により減少。東日本大震災(平成23年)時には約246万人まで落ち込む。
- ・その後、各種施策により300万人台にV字回復しましたが、令和2年度には新型コロナの影響で過去最少の約150万人に落ち込む。
- ・現在は観光需要が回復し、宿泊客数はコロナ前の水準に戻りつつある。



### (2) 少子高齢化:

- ・高齢化が顕著に進んでおり、高齢化率(65歳以上)は今年の4月1日時点で48.7%と、静岡県内23市の中で最も高くなっている(市民の約2人に1人)。

## 2 熱海市の取組

### (1) 地域防災計画(令和7年3月策定)の概要と修正点

- ・熱海市の全ての防災活動の根幹は「熱海市地域防災計画」である。
- ・熱海市は、国の防災基本計画、県の地域防災計画に準拠した総合地域防災計画を策定し、毎年見直しを行っている。

### (2) 想定ハザード

- ・熱海市は、高山市(土砂災害のみ確認)と異なり、複数のハザードを想定している。
- ・津波、高潮(令和6年10月末に県から指定)、土砂災害、洪水、伊豆東部火山群

### (3) 法的義務と避難確保計画

- ・津波法や土砂法に基づき、警戒区域や浸水想定区域内の要配慮者施設(学校、福祉施設など)は、避難確保計画の作成が義務付けられている。
- ・熱海市では、これまで津波の要配慮者施設での計画作成が不十分であったことを認め、現在対応を進めている

### (4) 主な修正事項

- ・熱海市が国の防災基本計画の修正や令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて見直した地域防災計画(令和7年3月策定)の主な修正点は、以下の通り。

○最近の施策の進展等を踏まえた修正

分類	修正内容(主な施策)	詳細・課題
避難所外避難支援	避難所以外(車中泊、在宅、親類縁者)の避難者への支援を追加。	避難所避難はストレスやプライバシーの問題があるため、市民に対し、在宅避難や親類縁者を頼った避難を推奨している。行政の支援は主に物資の供給(避難所を配給拠点とする)。
避難所運営の充実	パーテーションやダンボールベッドを避難所開設当初から整備。	「中期整備目標(5カ年計画)」を策定し、最大避難者数(市内全域で2,000人強)に対応する備蓄と設備(75歳以上を対象としたダンボールベッド、65歳以上を対象とした簡易ベッドなど)を整備中。
受援体制の整備	応援職員の宿泊確保など受け入れ体制を明記。	応援職員の宿泊場所は、原則市庁舎の空きスペースを予定。避難所は市民優先のため使用しない方針。
観光客対策	観光客など帰宅困難者に対し、旅館ホテル組合と一時的な宿泊場所提供的協定を締結。	受援職員の宿泊先としては想定していない。
復旧・復興計画	復旧復興については、「災害復旧」「激甚災害」「被災者の生活支援」「風評被害の影響の軽減」を章立てし計画している。	応急対策計画の分量が最も多く、福祉分野の個別避難生活支援などに課題がある。
広域避難計画	伊豆東部火山群の噴火に備え、隣接する伊東市からの避難者を受け入れるための計画を反映。	熱海市は伊東市の広域避難計画における避難場所に指定されている。
情報伝達・周知	屋外拡声器(現在132カ所、今後デジタル化)を維持。	山が多く津波のリスクもあるため、音声による伝達が重要。高齢者のスマートフォン普及率が低いことから、アナログな手段(拡声器、防災ラジオ)が不可欠と認識。LINEやTwitterは活用しているが、専用アプリは未導入。

## (5) その他の修正事項

### ・水害対策の強化

アンダーパス対策: 国の基本計画や県の修正に基づき、道路のアンダーパス冠水などを踏まえた対策が追加されましたが、熱海市は坂にへばりついた地形のため、アンダーパス自体は少ない。

### ・物資の調達と輸送

運輸事業者との連携: 物資輸送の効率化のため、運輸事業者との連携や、物資拠点での人員準備に関する記述が追加された。

### — 热海市の課題 —

市内に運輸事業者が少ないため、県東部の運輸事業者との災害時協定を結んでいるものの、実態としては難しい面があること。

### ・伊豆東部火山群対策

広域避難計画の反映: 伊東市が策定した広域避難計画に基づき、隣接する伊東市からの避難者を熱海市の指定避難所(複数)で受け入れる計画を反映している。

## 3 危機管理体制

### (1) 組織体制

- ・本年度より危機管理課が市民生活部から独立し、危機管理監(次長級、市長直轄)の統括となる。
- ・職員数は7名(危機管理監、課長、職員5名)で、長期的な災害対応(例:南海トラフ臨時情報時の1週間の待機)には、人員不足で負担が大きいと認識されている。
- ・女性職員は1名(主に市民安全部門を担当)。防災会議の女性参画率向上(国・自治体の目標30%)は課題と認識。

### (2) 情報伝達・周知

- ・山が多く津波のリスクもあるため、音声による伝達が重要であり、屋外拡声器(現在132カ所、今後デジタル化)を維持する方針。
- ・高齢者のスマートフォン普及率が低いことから、アナログな手段(拡声器、防災ラジオ)が不可欠と認識されています。防災ラジオは3,000円で頒布している。
- ・LINEやTwitterは活用していますが、専用アプリは未導入。
- ・NTTとの契約により、同報無線で流した内容は電話番号にかけることで聞き直すことができる。

### (3) 観光客対策

- ・観光客などの帰宅困難者に対し、旅館ホテル組合と一時的な宿泊場所提供の協定を締結している。
- ・花火などのイベント時の主催者用マニュアルに災害対策を盛り込んでいる。

## 4 自主防災組織(自主防災会)の活動

### (1)組織状況

- ・自主防災会は83組織(町内会81、リゾートマンション・別荘地2)あり、組織数では100%。
- ・組織への加入人員の割合は高齢化や移住者等の影響で低下傾向にあると推測されるが、統計は取っていない。
- ・町内会未加入者に対しては、町内会組織の加入促進に努める一方で、防災においては非会員でも助けるという意識で対応。
- ・役員の選出は各組織に任せており、市としての選出の基準などは設けていない。
- ・地区防災計画を策定済みの組織は現在1団体のみ。

### (2)主な活動・支援

- ・防災資機材等の整備補助金: 上限100万円で、整備費用の2/3を市が補助(年度予算約1,200万円)。
- ・家具転倒防止事業: 自主防災会連合会が市民要望を受け、市が予算を準備して事業を実施。
- ・震震ブレーカー補助: 今年度から導入。分電盤型ブレーカーのみ対象とし、上限2万5千円で1/2を補助(行政主導の啓発)。
- ・防災訓練: 年4回(市主催の総合訓練を含む)。9月の総合訓練では、地域分散型で「私の避難計画(マイタイムライン)」の作成を参加者に実施(県の資料を活用)。
- ・防災出前講座: 危機管理課職員が年間25回目標(昨年度は16回実施)で、地震、津波、自助(在宅避難の推奨を含む)などをテーマに実施し、市民の防災意識向上を図っている。
- ・土嚢の配備: 本年度から開始。各地区に土嚢を分散配備(各地区100袋、3カ所、合計300袋+消防団詰所)することで、市民が近くで受け取りやすくなった。
- ・地域の備蓄: 自主防災会ごとの食料等の備蓄については、市の備蓄計画とは切り離し、地域の特性に応じた備蓄が行われている。

## 5 宿泊税の使途

宿泊税:令和6年4月に導入開始。

目的税であり、宿泊・観光の振興に使うことを目的としているため、防災に関する税収の利用計画は立てていない。

## 6 考察

高山市地域防災計画を、住民組織づくりも含め、連携を深めていくためにどのように見直していくべきか。また、近年の災害教訓(令和6年能登半島地震など)を踏まえ、高齢化と避難対策(避難行動要支援者)における課題と先進的な取組について次の点が参考となった。

### (1)地域防災計画の策定について

- ・高山市3項目(一般・地震・火山)に対して、熱海市においては6項目(共通・地震・津波・風水害・火山災害・大火災)について策定していた。なお、特に大火災対策は、観光都市において重要課題である。

- ・能登半島地震の教訓から、中期整備計画(5カ年計画)を策定し、避難所運営(車中泊含む)、在宅避難、災害備蓄品等の被災者支援が考慮されている。

#### (2) 危機管理体制について

- ・町内会役員組織でなく独立した自主防災組織がマンションやリゾート施設なども含め、多くの地域や団体で組織化され、会費や行政からの支援金によって機材の購入や管理が行われている。また、住宅での家具転倒防止取付費用や地震ブレーカー設置補助、更に自主防災訓練も企画する等の活動をしている。その活動が町内会加入促進にも繋がっている。
- ・地域防災マネージャー(防災監、危機管理監)を中心に7名の職員(女性含む)で総務部に危機管理課を設置している。また、出前講座も積極的に実施している。
- ・近隣都市との連携対策(火山災害の伊東市との連携)も必要
- ・要配慮者の避難確保計画等の法的義務への対応

#### (3) 受援・物資輸送について

- ・大規模災害時の応援職員の受け入れ体制の整備や物資輸送、配達体制を強化する